## 農地政策に対する意見

令和 3 年 4 月 28 日 公益社団法人 日本農業法人協会

人口減少・高齢化、大規模自然災害の頻発、貿易交渉の進展等の中で、農業は新たな時代に対応するための変革を迫られており、意欲と能力のある担い手が、リタイアする農業者の農地・経営基盤を円滑に継承し、地域経済・日本経済を牽引できる生産性の高い農業経営を実現していく必要があります。

そのためには、農地の集積・集約化、農業者が自由に経営展開できる環境の整備、農業 所得向上に向けた国際競争力強化をはじめとする政策面の手当てが必須です。

ここ数年の農政改革により制度面の手当てはかなり進展していますが、農業現場では未 だ問題が山積しています。

日本農業法人協会のメンバーは、地域農業の中心的な担い手として、地域の農業者等と協力しながら、地域農業の発展の先頭に立つべく、積極的に農地中間管理機構を活用し農業委員・農地利用最適化推進委員を率先して務めるなど創意工夫して経営努力を積み重ねていく決意です。

このことを踏まえて、当協会としては、農地政策について下記のとおり考えますので、 ご検討・ご支援方宜しくお願い申し上げます。

記

- 1. 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進
- (1) 農地利用については、担い手農業者への集積だけでなく集約化まで進めることが必須であり(集約化ができなければ、生産性は上がらず、先端技術の活用も進まない)、 農地バンクの活性化を強力に進め、速やかに、地域の農地の大宗を農地バンクが借り 受ける状況を作り出すべきと考えます。
- (2) 農地バンク活性化のため、現場を支える市町村、農業委員会が積極的に活動するようにするとともに、農地バンク利用時に必要となる各種申請書類を簡素化すべきと考えます。
- (3) 農地バンクの活性化の一助として、地域内外の担い手が参画する形で人・農地プランの実質化を図るべきです。その際、特に地域外の入り作農業者の排除につながることのないよう、十分配慮して頂きたいと考えます。

- (4) 農地バンクの活性化、人・農地プランの実質化に資するよう、農地ナビへの各種データの集積を加速するとともに、その使い勝手を抜本的に改善すべきと考えます。
- (5) 相続未登記農地が農地集積の障害になっていることから、農地バンク経由で利用できる所有者不明農地の利活用のための制度の周知徹底、推進をして頂きたいと考えます。
- (6) 農地バンクは相手方を指定しない委任(白紙委任)が原則であることを改めて周知徹底したうえで農地を借り受けるべきと考えます。また、転貸先を決めるに当たっては、 地域農業の発展に資する集積・集約化を最優先に考えるべきです。
- (7) これらと合わせて、リタイアする農業者から農業法人等の担い手への経営継承を円滑 に行うための仕組みを整備すべきと考えます。
- (8) なお、農地バンクを活用した集積・集約が進まない場合、法律により農地利用権を農地バンクに集める制度(農地バンクが借りたうえで、その耕作者に転貸する制度)を検討すべきと考えます。

## 2. 農地の集積・集約化を生かす基盤整備

- (1) 農地バンクが担い手農業者に転貸するに際して、大区画化・給排水・大型農機進入路 の設置などの基盤整備、樹園地における改植などの条件整備を行い、担い手農業者が 借りやすい状況を整えるべきと考えます。
- (2)特に農地バンクが借りている農地に関する基盤整備事業については、すべて農業者の 負担なしで圃場整備を可能にすべきと考えます。その際は、既に担い手への集積・集 約化を完了している地域も含めて事業対象と考えます。
- (3) 基盤整備事業の実施に際しては、施工コストを小さくするとともに、極力短期間で終了して頂きたいと考えます。この一環として、農業者等が自ら行う基盤整備も事業の対象として頂きたいと考えます。
- (4) 基盤整備事業の採択要件として、実施地域ごとに無理な高収益作物への転換を求めるべきではないと考えます(高収益作物への転換は都道府県域など広域で進めるべきもの)。また、農地集積を求める場合に、実施地域の農地を利用している実施地域外の担い手の排除につながることのないよう、十分に注意頂きたいと考えます。
- (5) 基盤整備事業の実施に際しては、その設計についても事前に農業者との意見交換を行って頂きたい。また、設計に際しては、圃場と接道の高低差が農作業事故の要因の一つであることから、安全性に十分配慮頂きたいと考えます。

以上